

令和8年6月府議会定例会

農商工労働常任委員会

報 告 事 項

農 林 水 産 部

報 告 事 項 目 次

- 1 令和7年度試験研究で開発された主な成果…………… 資料1
- 2 包括外部監査結果に基づく措置状況について…………… 資料2
- 3 丹後沿岸海岸保全基本計画の変更について（最終案）…………… 資料3

別冊資料 「丹後沿岸海岸保全基本計画（変更） 最終案」

試験研究で開発された主な成果

(令和 7 年度)

- 1 黒大豆エダマメの選別作業を大幅に省力化できる A I 選別機を開発
〈農林センター栽培技術開発部〉
- 2 J A S 材の計画的な調達・製材を可能にする流通モデルを作成
〈農林センター森林部〉
- 3 早期に収穫した稲 W C S を活用し乳牛の飼料費を削減
〈畜産センター研究・支援部〉
- 4 ズワイガニ保護区の拡大による資源量の増加効果を試算
〈海洋センター研究部〉

令和 8 年 6 月

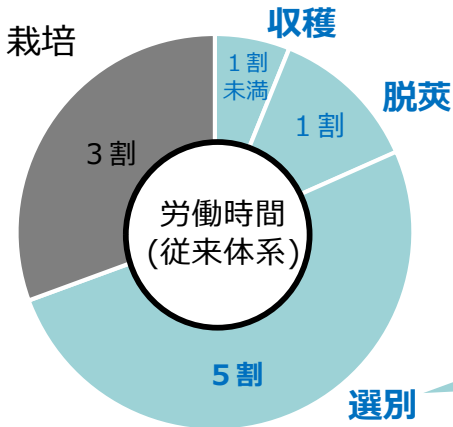
農林水産技術センター

黒大豆エダマメの選別作業を大幅に省力化できるAI選別機を開発

黒大豆エダマメの経営規模拡大に資する、色彩および形状の選別機能を兼ね備えたAI選別機を企業と共同開発しました。

背景	<ul style="list-style-type: none"> ブランド京野菜の黒大豆エダマメは収益性が高く、今後生産拡大が期待できる品目である。 エダマメ経営における収穫・脱莢・選別作業の時間は全労働時間の約7割を占め、規模拡大の制限要因となっている。
課題等	<ul style="list-style-type: none"> これまでに収穫・脱莢作業は、専用収穫機等の開発により一定の省力化を実現。 選別作業についても、色彩選別機の開発により省力化しているが、莢の変形や割れ、ちぎれなどは判別できず、目視による手選別となるため、改良が必要。

●エダマメ栽培では**収穫・脱莢・選別の労働時間が経営規模拡大の障壁**



収穫機の導入により増加する **形状の異常 (割れ、ちぎれ)** の選別には、色彩選別機+目視選別が必要



割れ・ちぎれ



変形

●エダマメの画像を機械学習した**AIモデル**が出荷規格品と規格外品を判別

投入口

AIを搭載

コンベア内を移動後エアで選別

エア

割れ・ちぎれ

茶シミ・変色

変形

病害虫

エダマメ選別用にAI学習

項目	規格品	規格外品
AI検出	1,183	47.9
検出率	0	0.0
検出率	1,299	52.1
検出率	2,472	47.9

研究成果	<ul style="list-style-type: none"> 全て手選別の場合に比べて所要時間は1/3、人件費は1/5に削減が可能なAI選別機を開発。 AI選別機の導入により、経営規模を現状の3haから最大20haまで拡大可能です。 ※単収387kg/10a、出荷期間2カ月(4品種組合せ)の場合
------	---

今後の展開	<p>黒大豆エダマメ栽培の経営規模拡大を目指す生産者に向けて、各生産現場に応じた仕様の最適化、事業を活用した導入支援を行います。</p>
-------	--

JAS材の計画的な調達・製材を可能にする流通モデルを作成

JAS材（強度が明らかな木材）の計画的な調達および用途に応じた木材利用のため、強度測定アプリを活用した新たな流通の仕組みを構築しました。

背景

- ・木造建築(中・大規模の建築物等)の増加に伴い、JAS材の計画的な調達が求められている。
- ・JAS規格の適否は製材後に判明するため、あらかじめ丸太を多めに調達せざるを得ず、製材工場でロスが発生している。

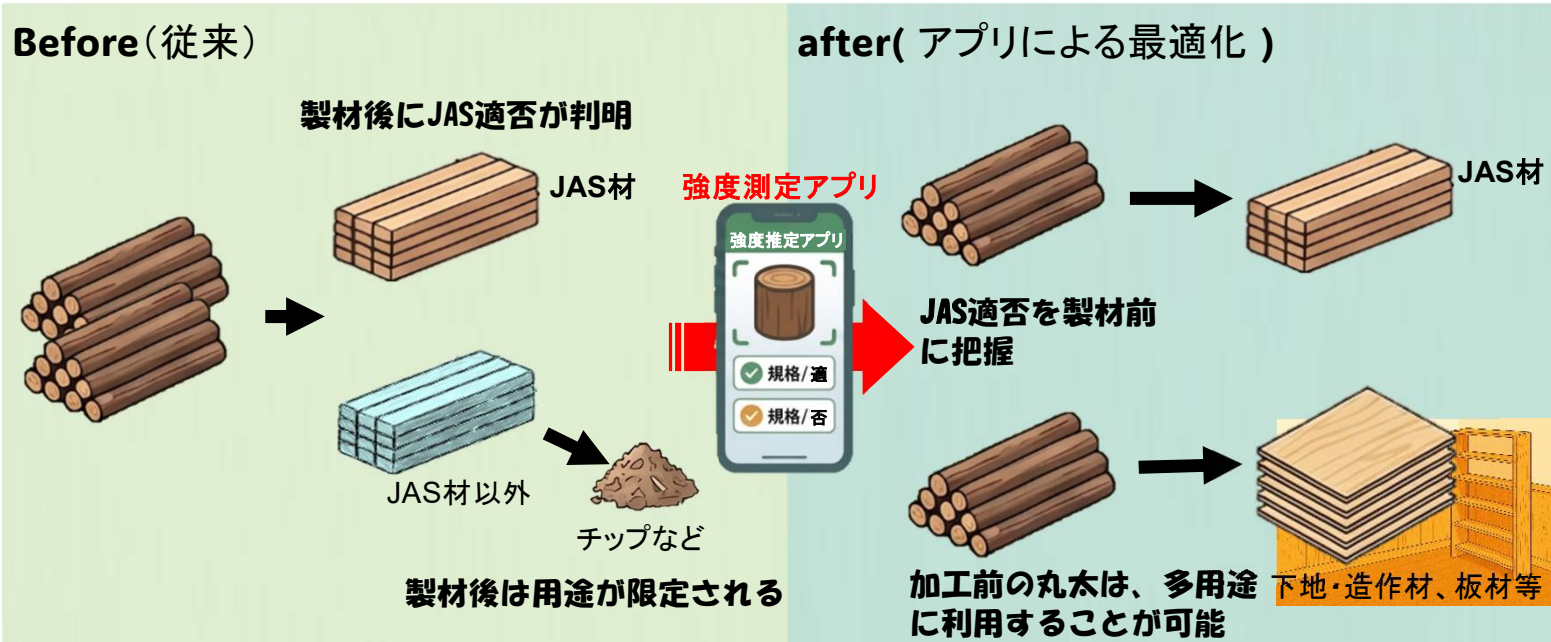
課題等

- ・JAS材の計画的で効率的な調達には、丸太段階で強度情報を付与する生産・流通体制の構築が必要。

●丸太段階で強度を推定できるアプリを企業と開発

スマホに装着した計測器を丸太の木口にあて、ハンマーで打撃した際に発生する振動を測定することで、強度を推定

●丸太強度をデータ化し、JAS材を計画的に生産！



丸太調達から製材まで情報とセットの新しい流通へ



研究成果	<ul style="list-style-type: none"> ・スマホアプリで丸太の強度をデータ化し、JAS材の計画的な生産と資源の無駄を削減する新しい流通の仕組みを構築しました。
今後の展開	<ul style="list-style-type: none"> ・JAS認定製材工場や木材組合連合会を中心にモデルの普及を進め、持続的な府内木材の流通システム構築を目指します。

早期に収穫した稲WCSを活用し乳牛の飼料費を削減

高騰する輸入粗飼料の代替として飼料用稲を早刈りし、稲WCSとして給与することで輸入粗飼料と同等の泌乳成績を維持でき、飼料費を安価に抑えられることを明らかにしました。

稲WCSとは … 稲穂と茎葉を一体的に収穫し、乳酸発酵させた飼料のこと。

背景

- ・高騰する輸入粗飼料の代替として注目される稲WCSは、中山間地域の条件不利な農地においても栽培可能であり、耕作放棄地の発生防止や自給飼料の確保に有効。
- ・現行の栽培基準では、作業適期が短く(10日程度)、刈り遅れによる栄養価の低い飼料となるため、多量のエネルギーを必要とする泌乳期の給与に制限があることが、酪農現場での利用拡大を妨げている。

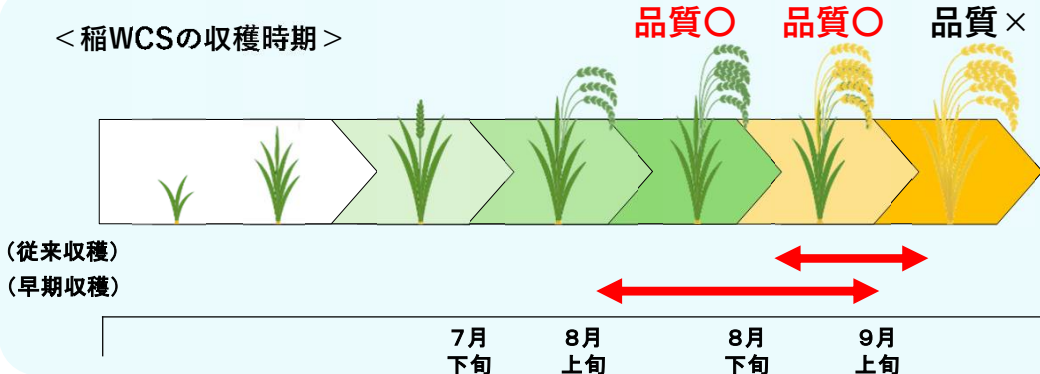
課題等

- ・稲WCSの刈り遅れを防ぐには、収穫適期の幅を拡大することが必要。
- ・早期収穫稲WCSの消化性や牛の栄養状態、泌乳成績等への影響を明らかにする必要がある。

給与試験により、早期収穫稲WCSは消化率、泌乳成績とも輸入粗飼料と同等であることが判明

● 刈り遅れをなくして品質の確保が可能に

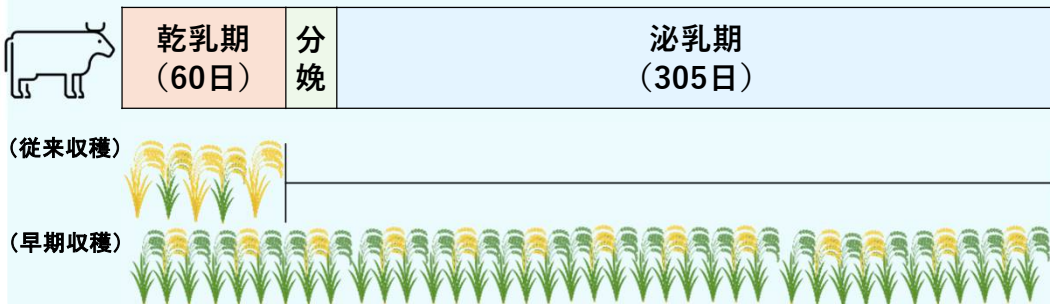
<稲WCSの収穫時期>



収穫適期拡大
地域の栽培ごよみに反映済

● 早期収穫稲WCSは年間を通して多給可能に

<稲WCSの給与期間>



年間約200万円
の飼料費低減効果

※輸入粗飼料4kg⇒稲WCS10kgに置き換えた場合(約50頭/年)

研究成果

- ・早期収穫稲WCSは消化率、泌乳成績ともに輸入粗飼料と同等であることを確認しました。
- ・年間を通じた稲WCSの給餌が可能となり、飼料費の低減が図れます。

今後の展開

- ・生産者を対象とした研修会等を通じて、府内酪農家および耕種農家へ情報を提供し、早期収穫稲WCSを活用した飼養管理を推進することで、酪農経営の安定化を図ります。

ズワイガニ保護区の拡大による資源量の増加効果を試算

ズワイガニ保護区の拡大により、資源量の減少が懸念される成熟オスの増加効果を試算しました。

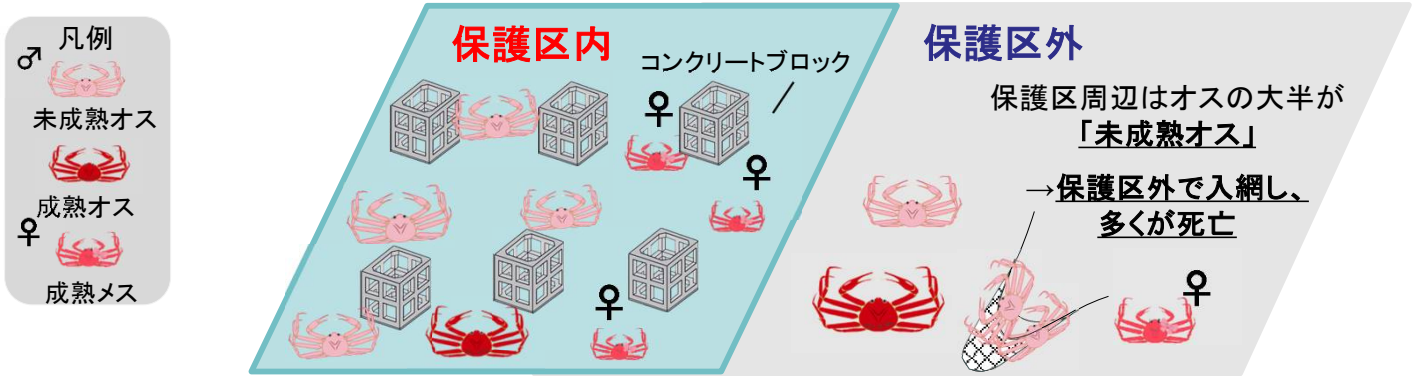
背景

- ・京都府では、全国に先駆けてズワイガニ保護区の設置による資源管理を実施し、その取組が近隣県にも拡大。
- ・国の資源調査結果から、将来漁獲対象となる未成熟オスが減少すると予測されており、更なる資源保護が必要な状況。

課題等

- ・現状の保護区内外におけるズワイガニ分布調査を行い、保護区の効果確認が必要。
- ・未成熟オスの資源量を増加させるためのより効果的な保護区の設定が必要。

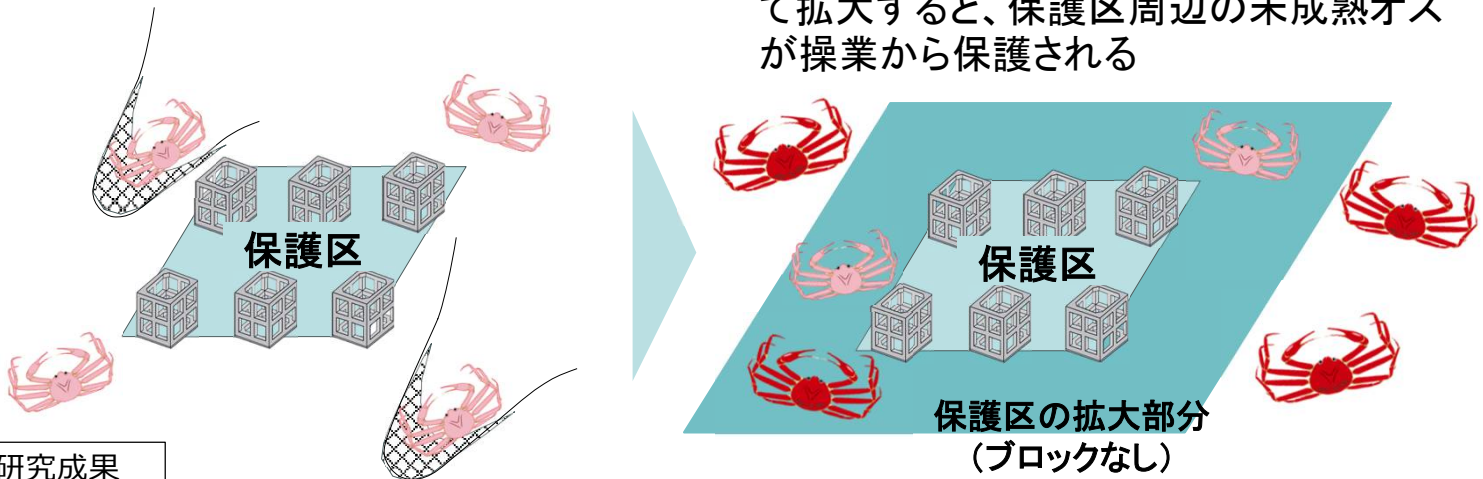
○ 保護区内では繁殖に寄与する成熟メスが操業から保護されていることを確認
保護区外では未成熟オスが入網により減少



○ 保護区拡大により、5年後には高単価な成熟オスの資源量が約55%増加！

(現状) 保護区の間際まで漁獲

(試算) ブロックから約1.8kmを保護区として拡大すると、保護区周辺の未成熟オスが操業から保護される



- ・保護区内で成熟メスが多く確認され、繁殖に寄与する個体が保護されていることが確認されました。
- ・保護区拡大により、未成熟オスが操業から保護され、5年後の成熟オスの資源量が約55%増加することを試算しました (現状値 約6.5t → 5年後 約10t)。

今後の展開

府沖合で操業する府内および他県の底びき網漁業者に、保護区拡大の合意形成を進め (一部合意済み)、ズワイガニの資源増大につなげます。

包括外部監査結果に基づく措置状況について

資料2

令和8年7月2日

知事直轄組織（職員長）
 危機管理部
 総務部
 総合政策環境部
 文化生活部
 健康福祉部
 商工労働観光部
 農林水産部
 建設交通部
 教育庁（指導部）
 警察本部（総務部・交通部）

包括外部監査結果に基づき、既に講じた措置の概要について、下記のとおり御報告いたします。（詳細については、別紙のとおり）

なお、本件につきましては、地方自治法の規定により、監査委員から公表されることとなります。

記

■ 包括外部監査結果に基づく措置状況（主なものを抜粋）

年度	監査テーマ及び指摘事項	措置の内容
R6	<p>【府有財産（不動産）の最適配置と有効活用について】</p> <p>○地方職員共済組合所有地を京都府が取得することの検討（旧平安会館職員宿舎用地）</p> <p>旧平安会館職員宿舎用地は、京都府が所有する1,024.17㎡の土地であり、地方職員共済組合に対して無償貸与されている。地方職員共済組合は、無償貸与された本件土地に職員宿舎を、所有する5,100.06㎡の土地に平安ホテルを建設し、両者を一体的に運営してきたが、令和5年3月に平安ホテルが閉鎖となった。</p> <p>こうした中で、京都府において本件土地の今後の利活用について検討を続けてきたところだが、隣接する平安ホテルの土地と建物の所有者が地方職員共済組合であるため、本件土地の活用方法を考えるに際しては、平安ホテルの土地と一体的に検討するか否かで方向性が変わってくる。</p> <p>平安ホテルに関しては、令和3年度に地方職員共済組合京都府支部が平安ホテル経営継続の可否を主旨とした「あり方検討会」を開催しており、その中で「売却での資金確保は簡単であるが、京都市内でこれだけの土地の物件が出ることは極めてまれである。公的団体しか維持管理ができない土地であり、地方職員共済組合として求められる売主責任を意識し、所有権を留保し周囲の環境を含め資産価値の向上に繋がるような方策を検討されたい」との発言が記録されている。</p> <p>また、文化的な面から見て、世界的に有名な日本庭園の存在を維持・存続することは大きな意味を持つものであり、経済的な価値と法的な制約から見ても、本件土地と平安ホテルの土地の一体的な活用を考える方が有益であると考えられる。</p> <p>以上のことから、京都府が地方職員共済組合の所有地を取得し、将来的な行政需要に備えることが重要と考えられることから、可能な限り早期に京都府が地方職員共済組合の所有地取得の可否を検討すべきである。</p>	<p>（職員総務課）</p> <p>地方職員共済組合の所有地の取得の可否にあたっては、隣接する府有地との一体的な活用に向け、将来的な行政需要への備えに加え、敷地内の日本庭園を維持・保全した上でのニーズを把握するなど、検討を進めてきた結果、京都府として令和8年3月に地方職員共済組合に対して取得の意向を表明した。</p>

年度	監査テーマ及び指摘事項	措置の内容
R5	<p>【府民サービスの向上・職員の働き方改革に向けた事務事業のデジタル化推進の現状と課題について】</p> <p>○ペーパーレス化普及促進のための環境整備 京都府は、モバイル端末の配付や Office365 の導入等によりテレワーク環境が整備されている。</p> <p>一方で、Web 開催が可能な状況にもかかわらず集合形式で開催する会議や、資料のデータ共有で対応可能な状況で紙資料を配付する会議が全庁的に散見され、電子決裁ではなく、紙決裁が中心となっている部署も認められる。ペーパーレス化の取組が浸透していない状況であると考えられることから、テレワークの推進を図るためにも、打合せスペースへのモニター配備、データ保管フォルダ（共有フォルダ）の容量拡大（上限撤廃）といった ICT 環境の更なる整備を図るとともに、各職員が日々の業務の事務処理フローの見直しを行い、ペーパーレス会議や電子決裁を徹底するよう促す取組が必要である。</p>	<p>（人事課、情報政策課） 令和7年度に、データ保管フォルダ（共有フォルダ）の容量を大幅に拡大し、利便性の向上を図るとともに、幹部職員による会議のペーパーレス化や、行財政改善プロジェクトチームから各部局へのデジタルツールの活用を促す通知の発出など、ペーパーレス化や電子決裁を促進する取組を実施した。</p>
R4	<p>【府税事務所等のあり方について】</p> <p>○自動車税（種別割）の徴収率向上 京都府の自動車税（種別割）の徴収率は、近年上昇傾向にはあるものの、全国最下位の水準から脱却できていない。具体的な原因分析はなされておらず、例えば、車検証の有効期間を過ぎてなお滞納しているのか等の傾向と原因を京都地方税機構との協力によって調査し、徴収率改善に向けた原因別の対応が必要である。</p>	<p>（税務課） 京都府における自動車税の滞納者は、車検証の更新時に納付する例と、様々な事情により有効期限を過ぎてなお滞納している例の、大きく二つに分類される。</p> <p>前者については、納期限が毎年5月末であり、車検証の更新時ではない旨の啓発活動を従前より実施しており、今後も継続的に実施していくこととしている。</p> <p>後者については、滞納者ごとに様々な事情があるが、経済的事情等がある場合には、滞納者の状況に応じて分納の申し出を認めるなどの対応を行ってきた。</p> <p>他方、令和5年度に徴収率の高い府県に対してヒアリングを実施したところ、分納について期間や回数などに関し、京都府よりも厳格な運用がなされていることが確認された。このため、京都府においても早期の完納となるよう見直しを行った。</p> <p>加えて、監査指摘を踏まえ、京都地方税機構に自動車税の滞納整理のみを所管する課を新設し、重点的に原因分析とその対応に取組める体制を構築した。</p> <p>こうした取組を京都地方税機構と連携して実施した結果、令和6年度の徴収率は、前年度から0.1ポイント上昇した。</p>

令和6年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置状況

- 第1 包括外部監査テーマ
府有財産（不動産）の最適配置と有効活用について
- 第2 包括外部監査の結果に基づく措置
次のとおり
(1) 意見

監 査 の 結 果	対 応 の 内 容
<p>15 施設の有効活用や他の施設との統合等多角的な検討（京都府京都乙訓農業改良普及センター）</p> <p>京都府京都乙訓農業改良普及センターは、阪急京都線「西京極駅」下車徒歩10分の場所に位置し、建物敷地には駐車場用地も確保され、利用者や府の職員にとってアクセスが良い場所に立地している。</p> <p>当該施設の土地は、借地であり、平成30年から令和30年までの賃貸借契約が締結され、年間賃貸料約9,000千円である。</p> <p>建物は平成元年6月に建築され、築35年となった現在は老朽化が進んできている状況であるが、平成30年度に屋上防水工事に10,000千円の投資がなされ、建物の機能維持は十分に図られている。1階には、作物診断室・分析診断室等が配置され、対象地域農家に対する指導や相談内容に対応するための分析が行われている。2階は主に事務室、3階は会議室・厨房施設を備えた食生活講習会室が配置されているが、3階については極端に利用頻度が低い状態にある。</p> <p>1階部分の機能は専有施設とする必要があるが、2階・3階の事務室・会議室等については、親和性があり共有できる他の施設と統合する等の有効活用を検討していただきたい。また、当該施設は借地に立地するため庁内の施設最適配置の見直しの際に、他の施設との統合による移転も見据えた検討を多角的に行っていただきたい。</p> <p>(報告書 162～163 ページ)</p>	<p>(農産課)</p> <p>施設内の利用頻度の低いスペースについては、同センターにおける業務以外による活用を含め、幅広く検討し、利用率の向上に努めてまいりたい。</p> <p>当センターが借地に立地している点については、今後、近隣施設の立地条件や空き状況等を勘案しながら、移転可能性も視野に入れて、多角的に検討を進めてまいりたい。</p>
<p>16 業務の統廃合と府有財産の収益確保の検討（京都府山城家畜保健衛生所）</p> <p>京都府山城家畜保健衛生所は JR 奈良線「城陽駅」下車徒歩5分の場所に位置し、建物敷地には駐車場用地も確保され、利用者や府の職員にとってアクセスが良い場所に立地している。</p> <p>3階建て延床面積780.09㎡のうち、1階は家畜防疫業務、家畜保健衛生業務等を行うための機能を果たしているが、2階及び3階は、主に倉庫として利用されており、施設全体の有効活用という観点で、低利用となっている。</p> <p>昭和49年6月に建築され築50年となった現在は、法定耐用年数に到達しており、法定耐用年数（50年）以上の躯体等の健全性を維持するためには、外壁等工事や耐震強化工事を実施する必要があり、多額の修繕費が想定される。</p> <p>管轄区域は、京都市から南山城村まで非常に広範囲にわたる区域で業務を行っている。立地及び建築経過年数から勘案すると、家畜防疫業務、家畜保健衛生業務及び畜産振興業務の行政機能について、エリア区分を再検討のうえ、施設の統廃合を含めて検討していた</p>	<p>(畜産課)</p> <p>2階、3階は、主に鳥インフルエンザ発生時における初動防疫資材等の保管庫として活用しているところであるが、会議室としての利用頻度向上を含め、施設の有効活用にも努めてまいりたい。</p> <p>今後想定される大規模修繕への対応にあたっては、当該施設の持つ機能や管轄区域の見直しを含め、多角的に検討を進めてまいりたい。</p>

<p>だきたい。検討の結果、施設を移転することとなった場合には、建物を解体したうえで、財源確保の観点から土地売却等についても検討いただきたい。 (報告書 230～231 ページ)</p>	
---	--

丹後沿岸海岸保全基本計画の変更について（最終案）

令和 8 年 7 月
農 林 水 産 部
建 設 交 通 部

1. 最終案の概要

(1) 主な対象区域

福井県境(高浜町)から兵庫県境(豊岡市)に到る総延長約317kmの海岸線のうち、延長約109km・69箇所の海岸保全区域*。

・関係市町：舞鶴市、宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町

〔 * 海岸保全区域とは…国土を津波、高潮、波浪等の被害から防護するために、海岸法に基づき、海岸管理者(知事)が指定した区域 (次頁参照) 〕

(2) 主な変更内容

気候変動による平均気温上昇の影響を踏まえ、2100年時点を想定した海面水位の上昇および台風の強大化等を考慮し、69箇所の海岸保全区域のうち64箇所で、既設堤防より平均約74cm*高い堤防高を再設定。

* 2100年時点の想定される外力条件をもとに、各海岸の代表的な断面で算定した高潮・津波等に対する必要な堤防高(余裕高 30cmを考慮)と既設堤防高との差の全地点平均値

2. パブリックコメントの概要

(1) 実施期間：令和 8 年 3 月 10 日～令和 8 年 3 月 31 日 《3 週間》

(2) 提出された意見：府民意見 18 件（3 名）

(3) 主な意見

意見	意見に対する対応
舞鶴市において、令和 7 年 8 月の高潮で道路や家屋等の浸水被害が発生しており、この浸水被害状況を計画に記載してほしい。	【追記等あり】 沿岸の災害事例に、令和 7 年 8 月の高潮による浸水被害を追記した。
気候変動により、海面水位が最大 1 m 以上上昇する可能性があるとの報告書もあり、喫緊の対策が必要であると考えられるかどうか。	【追記等なし】 本計画では、IPCC の 2℃ 上昇シナリオをもとに、2100 年時点を想定して防護水準を設定しており、国の「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方」提言によると、気候変動の影響は、社会全体の課題であるため、海岸管理者だけでなく、関係市町や関連する施設管理者、背後地の地域住民等との連携が不可欠であると明記されていることから、海岸保全と減災を考慮しながら取り組んでいきたい。
高潮・高波に対する市民への理解を得るためにあらゆる角度からの努力が必要であるかどうか。	【追記等なし】 対策にあたっては、地域の理解が重要であると考えており、今後は関係市町と連携し、関係住民に理解を得られるよう、周知に努めていきたい。

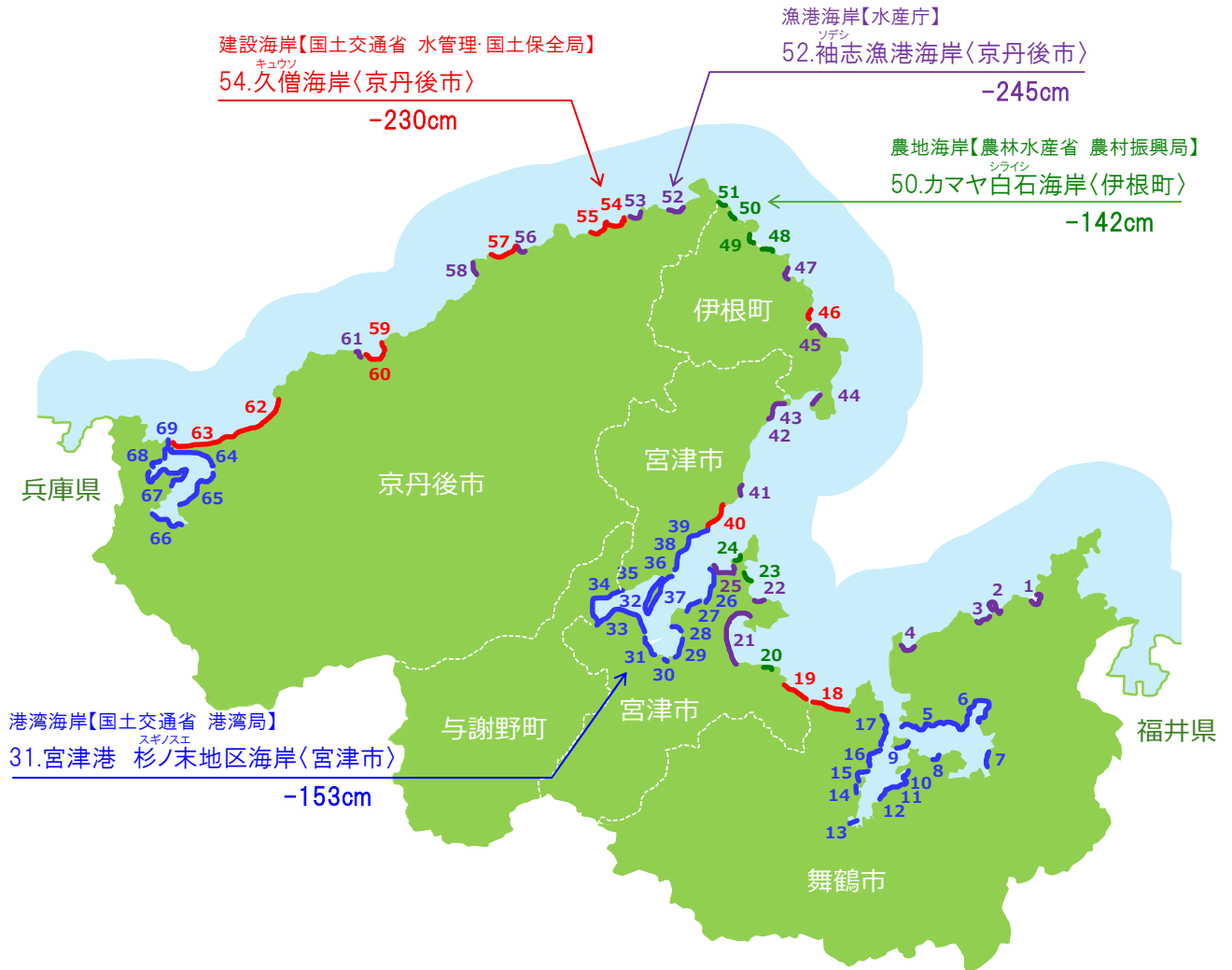
3. 学識経験者からの主な意見

意見	意見に対する対応
計画を適切かつ効果的に遂行するためには、海岸管理者のみならず、海域・陸域も含めた広範囲な分野にわたって、連携を図ることが必要である。	【追記等あり】 計画を円滑に進めるためには、海岸管理者以外のインフラ管理者や都市計画部局等との連携する必要があることから、その旨を明記した。

4. 今後のスケジュール

令和 8 年度	6 月定例会	最終案報告
	7 月	主務大臣へ提出

(参考)各所管で最も天端高が不足している海岸



凡例	分類	海岸保全区域	
		延長(m)	指定海岸数
	農地海岸(農村振興局)	1,274	7
	漁港海岸(水産庁)	22,033	18
	建設海岸(水管理・国土保全局)	16,416	11
	港湾海岸(港湾局)	69,231	33
	合計	108,954	69